

定 款

一般社団法人雄飛会 (福岡工業大学同窓会)

平成 22 年	6 月	21 日	作成
平成 22 年	6 月	28 日	公証人認証
平成 22 年	7 月	1 日	法人成立
平成 24 年	11 月	1 日	改定
令和元年	6 月	22 日	改定
令和 3 年	9 月	1 日	改定
令和 4 年	6 月	18 日	改定
令和 6 年	6 月	22 日	改定

一般社団法人雄飛会 定款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

当法人は、一般社団法人雄飛会と称する。

第2条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市東区和白東三丁目30番1号に置く。

第3条 (目 的)

当法人は、会員相互の親睦を図り、母校及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 会報の発行及び会員の動向調査に関する事業
- (3) 母校の卒業生及び卒業予定者の就職支援に関する事業
- (4) 母校及び地域社会の発展に寄与する学術、文化、スポーツ、FIT MUSEUM等の事業
- (5) 支部組織等の設置・運営に関する事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 (公 告)

1. 公告の方法は、電子公告による。

<http://www.fit.ac.jp/dousoukai/>

2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は官報に掲載する。

第2章 会員、代議員及び社員

第6条 (会 員)

当法人の会員は、次の各号の一に該当する者とする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 正会員 | ① 福岡工業大学卒業生
② 福岡工業大学大学院修了者
③ 福岡電子工業短期大学、福岡工業短期大学、福岡工業大学短期大学部卒業生
④ 福岡工業大学、福岡電子工業短期大学、福岡工業短期大学、福岡工業大学短期大学部中途退学者で入会を希望する者（なお、審査・入会手続きは別に定める） |
| (2) 学生会員 | ① 福岡工業大学（大学院を含む）の在学生
② 福岡工業大学短期大学部の在学生 |

第7条 (入 会)

当法人の会員は、福岡工業大学、福岡工業大学短期大学部、福岡工業大学大学院への入学時に学生会員として入会し、卒業または修了と同時に正会員となる。

第8条 (会 費)

1. 会員は、社員総会で別に定める終身会費を納めなければならない。

2.既納の終身会費は、原則としてこれを返還しない。

第9条（住所移転等の届出）

会員は、氏名、住所、職業等を変更したときは、雄飛会ホームページ等により、速やかにその旨を届けるものとする。

第10条（会員資格の喪失）

当法人の会員は、次の理由によって資格を失う。

- (1)退会したとき
- (2)死亡又は失踪宣言を受けたとき
- (3)除名されたとき

第11条（退 会）

会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第12条（除 名）

会員が、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。この場合には、社員総会で決議する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)当法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2)当法人の定款又は規則に違反したとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

第13条（会員名簿）

- 1.当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、事務局に備え置くものとする。
- 2.会員名簿の管理は、個人情報保護法による。

第14条（代議員及び社員）

- 1.正会員は、代議員を選出し、その代議員をもって当法人の社員とする。
- 2.代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、正会員は前項の代議員選出に立候補することができる。
- 3.理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 4.代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 5.代議員が欠けたとき又は代議員の員数を欠くこととなるときは、補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。

第15条（社員の職務）

社員は、社員総会を組織し、この定款に定める事項のほか、理事会が提案した事項について審議、決議する。

第3章 社員総会

第16条（招集等）

- 1.社員総会は、第14条の社員をもって組織する。
- 2.社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は必要がある場合に随時開催する。

- 3.社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 4.社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集事由を示して社員総会の招集を請求することができる。
- 5.社員総会の議長は、出席社員の中から選出する。
- 6.社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、開催日の1週間前までに、その会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第17条（権 限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)事業計画及び収支予算に関する事項
- (2)事業報告及び収支決算に関する事項
- (3)財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4)役員の選任又は解任
- (5)定款の変更
- (6)会員の除名
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)理事会において社員総会に付議した事項
- (9)終身会費に関する事項
- (10)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第18条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第19条（定足数及び決議の方法）

- 1.社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2.社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって行う。議長は、社員として表決に加わることはできないが、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3.次の決議事項は、前項の規定にかかわらず、社員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)理事及び監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

第20条（書面表決等）

- 1.やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により表決し、若しくは他の社員（1名）を代理人として表決を委任することができる。
- 2.前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

第21条（議事録）

- 1.社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2.議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、10年間当法人の事務所に備え置く。

第22条（会員への通知）

社員総会の重要事項は、当法人のホームページに掲載する。

第23条（交流会の開催等）

当法人の交流会は、会員相互の懇親を図ることを目的とし、4年に1回会長が開催する。

第4章 役員

第24条（役員）

当法人には、次の役員を置く。

- (1)理事 4名以上10名以内
- (2)監事 1名又は2名

第25条（役員の選任）

- 1.理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって各々選任する。
- 2.会長、副会長、事務局長、事務局次長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3.前項の会長をもって法上の代表理事とする。
- 4.理事と監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

第26条（会長、副会長、事務局長、事務局次長の職務）

- 1.会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3.事務局長は、日常的な会務の運営を統括する。
- 4.事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは事務局長の職務を代行する。

第27条（理事の職務）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

第28条（監事の職務）

- 1.監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。
- 2.監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第29条（役員の任期）

- 1.理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2.監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3.補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4.役員は、辞任又は任期満了においても、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第30条（役員の報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務執行に要する費用を支払うことができる。

第31条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 32 条（相談役）

- 1.会長は、当法人に相談役を置くことができる。
- 2.相談役は、会長の諮問に応え、意見を述べることができる。
- 3.相談役には、必要な諸経費を支払うことができる。

第 5 章 理事会

第 33 条（構 成）

- 1.当法人に理事会を置く。
- 2.理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3.監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 34 条（招集等）

- 1.理事会は、会長が招集し、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
- 2.会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

第 35 条（議 長）

理事会の議長は、会長がこれに当る。

第 36 条（権 限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務執行の監督
- (3)会長、副会長、事務局長、事務局次長の選定及び解職
- (4)前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項
- (5)その他、会長が必要と認めた事項

第 37 条（定足数及び決議の方法）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 38 条（議事録）

- 1.理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2.出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3.議事録は理事会の日から 10 年間、事務所に備え置く。

第 6 章 資産及び会計

第 39 条（事業年度）

事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 40 条（資産の構成）

資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)会費
- (3)資産から生じる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)寄附金品
- (6)その他の収入

第 41 条（資産の管理）

- 1.資産は、理事会の決議によって定める方法によって、会長が管理する。
- 2.現金は、理事会の決議を経て、信頼性の高い銀行預金や有価証券等による確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

第 42 条（経費の支弁）

事業遂行に要する費用は、会費、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

第 43 条（事業計画及び収支予算）

事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の承認を受けなければならない。

第 44 条（事業報告及び収支決算）

- 1.当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)収支計算書
 - (5)貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2.前項書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3.第 1 項の書類及び監査報告書を総会の日の 2 週間前から 5 年間、事務所に備え置く。

第 45 条（剰余金）

剰余金があるときは、理事会の決議及び社員総会の承認を得て、翌年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

第 46 条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、出席社員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数の決議によって変更することができる。

第 47 条（解 散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 48 条（残余財産の帰属）

当法人が清算する場合において有する残余財産は、学校法人福岡工業大学に贈与するものとする。

第8章 委員会及び専門部会

第49条（委員会及び専門部会）

- 1.当法人の業務を円滑に遂行するために、理事会の議決を経て、必要に応じて委員会及び専門部会を置くことができる。
- 2.委員会及び専門部会の委員は、若干名とし、会長が会員の中から委嘱する。
- 3.委員会及び専門部会の運営に当たり必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 事務局

第50条（事務局及び職員）

- 1.当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
- 2.職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 3.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第51条（書類及び帳簿の備付等）

当法人の事務局には、次の書類及び帳簿を備えるものとする。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1)定款
- (2)会員名簿（会員データベースをもって代えることができる。）
- (3)役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4)財産目録
- (5)資産台帳及び負債台帳
- (6)収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7)理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (8)収支予算書及び事業計画書
- (9)収支計算書及び事業報告書
- (10)貸借対照表
- (11)その他必要な書類及び帳簿

第10章 支部の設置等

第52条（支部の設置等）

- 1.当法人は、理事会の決議により、支部等を設置することができる。
- 2.支部等の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補 則

第53条（委 任）

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1.（設立時の社員）

当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

神谷 英和	福岡県宮若市
桑原 雅浩	福岡市東区

2.（設立時の役員）

当法人の設立時の理事と監事は、以下のとおりとする。

理事	上田	正勝
理事	百原	武敏
理事	小柳	辰生
理事	米倉	和實
理事	神谷	英和
理事	桑原	雅浩
監事	田中	睦教
監事	西村	靖司

3. (福岡工業大学同窓会の会員)

当法人の設立により、福岡工業大学同窓会の会員は第 6 条の規定にかかわらず、当法人の設立の日から当法人の会員となる。

4. (最初の事業年度)

最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

5. (最初の事業年度の事業計画及び収支予算)

最初の事業年度の事業計画及びこれに伴う収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、会長が編成し、理事会で決議する。

6. 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところとする。